

横浜市生涯学習推進本部設置要綱

制 定 昭和63年11月28日

最近改正 平成18年4月1日 教生第38号（教育長決裁）

（目的及び設置）

第1条 横浜市が行う生涯学習事業を総合的に企画及び調整し、生涯学習施策を効果的に推進するために、横浜市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織及び運営）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる局・区長をもって充てる。

（会議）

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長が、その職を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて、有識者及び関係職員等の出席を求め、意見等を聞くことができる。

（部会）

第5条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。ただし、必要ある場合は、関係職員の参加を求めることができる。
- 3 部会は、本部の指示した事項を協議するほか、本部会を円滑に運営するため本部会の協議事項に関する情報の収集・検討・整理等の作業を行う。

（事務局）

第6条 本部の事務は、教育委員会事務局生涯学習課、市民活力推進局協働推進課及び都市経営局政策課並びに大学調整課において処理する。

- 2 事務局長は、教育委員会事務局生涯学習部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、必要に応じて部会を招集し、主宰する。

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

横浜市生涯学習推進本部員

補 職 名	備 考
副市長	本部長
都市経営局長	
都市経営局大学担当理事	
行政運営調整局長	
市民活力推進局長	
こども青少年局長	
健康福祉局長	
環境創造局長	
資源循環局長	
経済観光局長	
まちづくり調整局長	
都市整備局長	
港湾局長	
区長会代表（南区長）	
教育長	
選挙管理委員会事務局長	

横浜市生涯学習推進本部 部会員

補 職 名	
都市経営局	政策課担当課長
	大学調整課長
行政運営調整局	I T活用推進課長
市民活力推進局	男女共同参画推進課長
	協働推進課市民活動支援担当課長
	地域活動推進課長
	区連絡調整課
こども青少年局	文化振興課長
	企画調整課長
健康福祉局	青少年育成課長
	企画経理課長
	福祉保健課長
環境創造局	高齡健康福祉課長
	環境政策課長
資源循環局	環境活動事業課長
	資源政策課長
経済観光局	家庭系対策課長
	商業・コミュニティビジネス振興課長
まちづくり調整局	雇用創出課長
都市整備局	企画課長
港湾局	企画課長
港湾局	振興事業課長
緑区	区政推進課長
戸塚区	地域振興課長
教育委員会事務局	教育政策課長
	学校支援・地域連携課長
	小中学校教育課長
	生涯学習課長
選挙管理委員会事務局	中央図書館企画運営課長
	選挙課長